

## 経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針

2023年6月27日

当社は、従来より担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでまいりましたが、2013年12月に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

今般、経営者保証に依存しない融資を一層促進するため、次の「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針」を制定いたしました。

- 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行を浸透・定着させるよう努めます。
- 保証契約を締結・見直す場合は、以下の要件等を確認した上で保証の必要性等を総合的に判断いたします。
  - ・ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
  - ・ 財務基盤の強化
  - ・ 財務状況の適時適切な情報開示
- やむを得ず、経営者保証を締結する場合は、お客さまに対して「どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」について丁寧に説明いたします。また、保証履行時の保証請求は、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で履行の範囲が定められることについて説明いたします。
- 保証人のお客さまから保証債務整理の申し出があった場合は、本ガイドラインに基づき適切かつ誠実に対応いたします。